

平成 22 年 第 1 回

# 三重県議会定例会会議録

( 6 月 7 日 )  
( 第 13 号 )

第 13 号  
6 月 7 日



平成22年第1回

# 三重県議会定例会会議録

## 第13号

○平成22年6月7日（月曜日）

---

### 議事日程（第13号）

平成22年6月7日（月）午前10時開議

- 第1 議案第86号から議案第108号まで  
〔提案説明〕
- 第2 議提議案第2号から議提議案第4号まで  
〔採決〕
- 第3 議案第108号  
〔質疑、委員会付託、委員長報告、討論、採決〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 議案第86号から議案第108号まで
- 日程第2 議提議案第2号から議提議案第4号まで
- 日程第3 議案第108号
- 日程追加 意見書案第9号

---

### 会議に出欠席の議員氏名

- 出席議員 47名
- |   |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 1 | 番 | 長田 | 隆尚 |
| 2 | 番 | 津村 | 衛  |
| 3 | 番 | 森野 | 真治 |
| 4 | 番 | 水谷 | 正美 |

5	番	杉	本	熊	野
6	番	村	林		聡
8	番	奥	野	英	介
9	番	中	川	康	洋
10	番	今	井	智	広
11	番	藤	田	宜	三
12	番	後	藤	健	一
13	番	辻		三	千宣
14	番	笹	井	健	司
15	番	中	村		勝
16	番	稲	垣	昭	義
17	番	北	川	裕	之
18	番	服	部	富	男
19	番	末	松	則	子
20	番	中	嶋	年	規
21	番	竹	上	真	人
22	番	青	木	謙	順
23	番	中	森	博	文
24	番	真	弓	俊	郎
25	番	舘		直	人
26	番	日	沖	正	信
28	番	藤	田	泰	樹
29	番	田	中		博
30	番	大	野	秀	郎
31	番	前	野	和	美
32	番	水	谷		隆
33	番	野	田	勇	喜雄
34	番	岩	田	隆	嘉

35	番	貝 增	吉 郎
36	番	山 本	勝
37	番	森 本	繁 史
38	番	吉 川	実
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	西 塚	宗 郎
44	番	萩 野	虔 一
45	番	永 田	正 巳
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	萩 原	量 吉
50	番	藤 田	正 美
欠席議員 2名			
7	番	小 林	正 人
27	番	前 田	剛 志
(51	番	欠	員)
(52	番	欠	員)
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大 森 秀 俊
書 記 (事務局次長)	高 沖 秀 宣
書 記 (議事課長)	原 田 孝 夫
書 記 (企画法務課長)	永 田 慎 吾
書 記 (議事課副課長)	米 田 昌 司

書記（議事課副課長）

藤野 久美子

書記（議事課主幹）

加藤 元

---

### 会議に出席した説明員の職氏名

知事

野呂 昭彦

副知事

安田 敏春

副知事

江畑 賢治

総務部長

植田 隆

農水商工部長

渡邊 信一郎

---

午前10時1分開議

**開**

**議**

○議長（三谷哲央） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

**諸**

**報**

**告**

○議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第86号から議案第108号まで及び報告第25号から報告第56号まで並びに議提議案第2号から議提議案第4号までは、さきに配付いたしました。

次に、県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書につきましては、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件並びにこれまでに採択いたしました請願のうち、その処理経過及び結果の報告を求めたものについて、請願・陳情処理経過一覧表が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。

次に、説明のための出席要求につきましては、お手元に配付の名簿のとおり出席を求めました。

以上で報告を終わります。

---

## 追加提出議案件名

- 議案第86号 平成22年度三重県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第87号 平成22年度三重県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第88号 平成22年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第89号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第90号 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
- 議案第91号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第92号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第93号 三重県特別会計条例の一部を改正する条例案
- 議案第94号 三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第95号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第96号 三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案
- 議案第97号 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第98号 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第99号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第100号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
- 議案第101号 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
- 議案第102号 三重県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例案
- 議案第103号 工事請負契約の変更について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター北系水処理施設（土木）建設工事）
- 議案第104号 財産の取得について
- 議案第105号 財産の処分について
- 議案第106号 広域的水道整備計画の改定につき同意を得るについて

議案第107号 調停案の受諾について

議案第108号 平成22年度三重県一般会計補正予算（第3号）

議提議案第2号 三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第3号 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

議提議案第4号 三重県議会会議規則の一部を改正する規則案

---

議提議案第2号

三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案  
右提出する。

平成22年6月7日

提出者 議会運営委員長 田 中 博

三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例  
三重県議会定例会の招集回数に関する条例（昭和三十一年三重県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(平成二十三年の特例)

2 平成二十三年の三重県議会定例会は、本則の規定にかかわらず、年三回これを招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

平成二十三年に三重県議会議員の任期が満了することにかんがみ、定例会の招集回数についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第3号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案  
右提出する。

平成22年6月7日

提出者 議会運営委員長 田中 博

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例  
三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条（委員長の職務代行）」を「第十二条（委員長の職務代行）  
第十二条の二（理事の設置等）」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（理事の設置等）

第十二条の二 委員会に、その運営のため必要があるときは、理事若干人を置くことができる。

- 2 理事は、委員長が、当該委員会の委員のうちから指名する。
- 3 理事の任期は、委員の任期による。
- 4 理事が辞任しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
- 5 委員会の運営に関し必要な事項を協議するため、委員会に理事会を置くことができる。
- 6 理事会は、委員長、副委員長及び理事で組織する。
- 7 前各項に定めるもののほか、理事及び理事会に関し必要な事項は、当該委員会が定める。

第二十二條に次のただし書を加える。

ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあつては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。

第二十三條第二項に次のただし書を加える。

ただし、前条ただし書に規定する場合にあつては、案件に対する意見が偏らないように公述人を選ばなければならない。

第二十八条第一項中「押印しなければ」を「記名押印しなければ」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

委員会運営の実態等にかんがみ、理事の設置等及び公聴会の公述人決定についての規定等を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

#### 議提議案第4号

三重県議会議規則の一部を改正する規則案

右提出する。

平成22年6月7日

提出者 議会運営委員長 田 中 博

三重県議会議規則の一部を改正する規則

三重県議会議規則（昭和三十一年三重県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「(第十七条・第十八条)」を「(第十七条—第十八条の二)」に、  
「第十八条（日程の順序変更及び追加）」を「第十八条（日程の順序変更及び追加）  
第十八条の二（日程の終了及び延会）」に、  
「(第二十八条—第三十七条の二)」を「(第二十八条—第三十七条の三)」に、  
「第三十七条の二（再審査のための付託）」を「第三十七条の二（再審査のための付託）  
第三十七条の三（議事の継続）」に、  
「第四十五条（議長の発言討論）」を「第四十五条（議長の発言討論）  
第四十五条の二（発言の継続）」に、  
「掲載しない」を「掲載又は記載しない」に改める。

第五条第一項ただし書中「認めた」を「認める」に改め、同条第二項中「、会議」を「会議」に改める。

第十一条第一項及び第十三条中「四人以上」を「一人以上」に改める。

第十七条第三項中「かえる」を「代える」に改める。

第十八条第一項中「認めた」を「認める」に、「議事日程」を「、議事日程」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

(日程の終了及び延会)

第十八条の二 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要と認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第二十九条第五項中「認めた」を「認める」に改める。

第三十四条中「討論」を「、討論」に改める。

第三十六条第二項中「期限の」を「、期限の」に改め、同条第三項中「第三十条」を「、第三十条」に改める。

第五章中第三十七条の二の次に次の一条を加える。

(議事の継続)

第三十七条の三 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第三十八条中「演壇において」を「登壇して」に改め、同条ただし書中「簡単な事項については、議長の許可を得て、自席において」を「発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で」に改める。

第四十条第一項中「又は」を「、又は」に改める。

第四十二条第三項中「直ちに」を「、直ちに」に改める。

第四十三条第一項中「ときは」の下に「、前条の規定にかかわらず」を加える。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(発言の継続)

第四十五条の二 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

第四十八条第二項ただし書中「この」を「、この」に改める。

第五十二条の見出し中「記録提出要求」を「記録提出の要求」に改める。

第五十三条第一項中「期間等について」を「期間等を」に、「の承認を得なければ」を「に通知しなければ」に改め、同条第二項中「及び」を「、及び」に改める。

第五十五条第二項中「議会」を「会議」に改める。

第六十二条第一項ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第六十三条第一項中「とろう」を「採ろう」に改める。

第六十四条第一項中「無記名」を「、無記名」に改める。

第八十六条の二中「会議又は」を「会議並びに」に改める。

第八十八条ただし書中「、その」を「その」に改める。

第九十二条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 記名投票における賛否の氏名

第九十四条の見出し中「掲載しない」を「掲載又は記録しない」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

議会運営の実態等にかんがみ、議案提出要件及び議事日程についての規定等を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

## 追 加 議 案 の 上 程

○議長（三谷哲央） 日程第1、議案第86号から議案第108号までを一括して議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（三谷哲央） 提出者の説明を求めます。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 平成22年第1回定例会6月会議の議案の説明に先立ちまして、当面の県政運営についての考え方を申し述べます。

6月4日、鳩山内閣が総辞職し、国会において菅直人氏が第94代内閣総理大臣に指名されました。鳩山内閣は、戦後政治の大掃除や官僚主導から政治主導への転換、地域主権社会の実現などを標榜し、この国を変革するための様々な課題に取り組んできました。明日にも発足する予定の菅内閣においては、国民が民主党に託した日本の再生という歴史的使命を引き継ぎ、政策を実行されるよう期待しています。その際、この国の目指すべき姿の具体的な全体像を示すことも大きな課題として残されており、新内閣において早急に取り組まれることを望むところです。

このような中、私が座長を務める全国知事会のこの国のあり方研究会の報告書がまとまりましたので、基本的な考え方を申し述べます。

まず、国民の間には不安感や閉塞感が漂い、まさに時代の峠に直面している今だからこそ、個々の制度や枠組みではなく、この国のあり方について提示する必要があることを明らかにしました。我が国は、長期雇用で守られた働き手とその家族を支えるという独自の道筋を歩んできましたが、現在ではこのような仕組みが崩壊しつつあり、新しい日本型モデルの構築が求められています。

こうしたことから、峠の向こうのこの国のあり方として、将来に希望を持って生きられる社会を提案しました。具体的には、すべての人々が能力を高め、発揮する中で、多様性と創造性に満ちた活動が保障され、何らかの事由により活動できなくなった場合でも、一定の生活が保障され、繰り返し活動できるような社会を実現するとともに、家族や地域など、様々なきずながはぐくまれ、あらゆる場面で助け合いや支え合い、分かち合いができる社会と

しました。

また、こうした社会を実現するための政策の方向と政府のあり方の検討を行いました。

今後この報告書が、国や地方公共団体などの行政関係者はもとより、多くの国民がこの国のあり方を考えていただく契機となることを望むところです。

地域主権改革については、この夏に向けて、地方自治体への義務づけ、枠づけの見直し、ひもつき補助金の一括交付金化、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の抜本的な改革などを盛り込んだ地域主権戦略大綱（仮称）が取りまとめられることとなっています。

このうち、一括交付金化については、国の責任で行うべきものが安易に地方へ転嫁されないよう留意しつつ、地方の財政需要に見合った総額を確保するとともに、自由度の高いものとする必要があると考えます。また、国から地方への、事務、権限の移譲に当たっては、財源との一体的な移譲など、円滑に進めるための措置を講じるよう求めているところです。

現在国会で審議中の地域主権改革関連3法案については、早期の成立が必要であり、中でも国と地方の協議の場については、国が地方の意見をしっかりと受けとめ、地域主権改革を推進する場として機能していくことを期待します。また、義務づけ、枠づけの見直しについては、地方分権改革推進委員会の勧告や地方の意見を踏まえ、さらなる推進が必要であると考えます。

国で検討が進められている財政健全化の実現には、景気の回復と経済成長が不可欠であり、歳出の削減だけで改善できるものではありません。歳出の抑制を優先する考え方が強まると、地方の財源が大幅に削減された三位一体改革の再来になりかねず、引き続き注視していく必要があります。

一方、6月中にまとめるとしている国の新成長戦略については、新しい時代を見通した実効性あるものとなるよう期待するとともに、県としても、地域のシーズやニーズを踏まえつつ、的確に対応していきたいと考えます。

これら、地域主権改革、財政健全化等については、全国知事会において議論し、三重県としても意見を申し上げてきたところであり、今後も全国知事

会と連携しながら取り組んでいくこととします。

以上、国の動向に係る私の考え方を申し述べましたが、次に、今後県政を展開する上で留意して取り組むべき点について申し述べます。

4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫は過去に例がない発生規模となり、国と宮崎県は、そのまん延防止のため、懸命に防疫措置を講じているところです。被害を受けられた宮崎県の畜産農家の皆様をはじめ、関係する方々に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

現時点では宮崎県以外での発生は認められておりませんが、万が一、口蹄疫が本県に侵入した場合には、畜産業等に多大な被害をもたらすことが懸念されることです。このため、県としては、侵入防止策を強化するとともに、初動防疫体制を構築するため、補正予算を提出しているところです。今後も、畜産農家、市町、関係団体等と連携して防疫活動に取り組んでいきます。

県政の最優先課題である雇用・経済対策については、昨年度までに六次にわたり、総額404億円余りの緊急雇用・経済対策により、雇用機会の創出、中小企業の経営安定化、離職者への生活支援などに取り組んできました。また、新年度においては、245億円余りの第七次緊急雇用・経済対策により、高等学校等の未就職卒業者等を対象とした研修や技能訓練の実施、介護等の重点分野の雇用創出、地域経済活性化への支援等を進めているところです。

県内経済は一部に持ち直しの動きが見られますが、欧州を中心とした海外景気の下振れ懸念など、景気を下押しするリスクに留意する必要があります。また、中小企業を中心に県内企業の景況感は引き続き厳しい見方となっており、県内の雇用についても、4月の有効求人倍率は0.54倍と低迷しています。このため、今会議に第八次緊急雇用・経済対策として、介護、農林水産、地域社会雇用などの重点分野での雇用創出事業、雇用しながら研修によって知識、技術を身につける地域人材育成事業などにより、620人の雇用を創出するための補正予算を提出しているところです。

この結果、第七次対策と合わせると、平成22年度の県の雇用創出は約2600人、市町を合わせると約4700人となります。今後も雇用・経済情勢を注視し、

官民一体となった雇用・経済危機対策会議や市町、関係団体等と連携しながら、迅速、的確に対応していきたいと考えます。

文化力を生かした自立・持続可能な地域づくりを目指す「美し国おこし・三重」については、平成22年度はこれまでの地域での取組に加え、「海の命・森の命」をテーマとするプロジェクトを県内全域で展開していきます。昨日は「美し国おこし・三重」のモデルとなる取組の紹介や大規模交流会を開催したところであり、引き続き市町を含めた多様な主体と一体となって、新たな活動の掘り起こしと、「美し国おこし・三重」の県内各地での浸透に努めます。

新県立博物館については、展示設計の最終報告（素案）を6月中にお示しすることとしており、今後、県議会、県民の皆さんから広く意見を聞きながら、魅力ある展示づくりとともに、博物館活動のあり方や運営方法等の検討を進め、今年度内に建築工事に着手できるよう取り組んでいくこととしています。

コンテナ港湾の国際競争力を強化するため、国が選定を進めている国際コンテナ戦略港湾については、輸出力で物の流れを倍増させる国際産業ハブ港を目指し、四日市港と名古屋港が共同して伊勢湾として応募しています。伊勢湾の背後には、自動車、航空機、その材料となる高度な素材型産業など、ものづくり産業が集積しており、現在、国に対してこうした伊勢湾の優位性をアピールしているところです。今後は、関係機関、関係団体とともに新たな協議会を設立し、より連携した取組を進めていくこととしています。

三重県の鳥羽港と愛知県の伊良湖港を結ぶフェリー航路については、観光振興をはじめ、伊勢・鳥羽・志摩地域の活性化に重要な役割を担っていることから、航路の存続に向け、愛知県、鳥羽市、田原市と連携して取り組んでいるところです。

県立病院改革については、総合医療センターの特定地方独立行政法人化について、5月に三谷県議会議長とともに、総務大臣に要請を行ったところであり、引き続き関係機関と調整を進めていくこととしています。また、志摩

病院については、指定管理者の募集要項を6月中に決定し、制度の導入に向けた手続を着実に進めてまいります。

最後に、次期戦略計画については、全員協議会において策定方針をお示したところですが、計画策定に向けた基本的な考え方を踏まえ、施策や重点的な取組の見直しなどを進めてまいります。今後は、多様な県民参画の仕組みを取り入れ、策定作業を進めていくこととしており、9月に素案を示すなど、計画の策定段階に応じて県議会にお示ししてまいります。

引き続き、上程されました補正予算4件、条例案14件、その他議案5件、合わせて23件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第86号から第88号まで及び第108号の補正予算は、厳しい雇用経済情勢にかんがみ、切れ目なく緊急雇用・経済対策を実施するとともに、口蹄疫の県内感染防止対策に取り組むほか、公共事業について、国からの内示増等に対応したもので、一般会計及び特別会計、合わせて62億433万7000円を増額するものです。これにより、平成22年度の予算総額は一般会計で6822億6579万6000円となり、特別会計、企業会計を合わせた3会計の合計額は8721億8542万6000円となります。

このうち、一般会計の歳入の主なもの、公共事業等の財源として、国庫支出金について24億178万9000円、県債について16億500万円を増額しています。また、基金繰入金について、緊急雇用創出事業臨時特例基金11億6540万2000円、財政調整基金6億4090万8000円など、合わせて18億6702万4000円を増額しています。

一般会計の歳出については、さきに説明いたしました第八次緊急雇用・経済対策を実施するため12億2617万9000円を計上するほか、本県への口蹄疫侵入防止策の強化と発生時の初動防疫対策を講じるため1億2160万7000円、一般公共事業について、国の内示額の増等に伴い、45億6402万4000円などをそれぞれ計上しています。

以上で補正予算の説明を終わり、引き続き条例案等の諸議案について説明いたします。

議案第89号は、関係法律に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものです。

議案第90号及び第98号は、法律の一部改正に伴い、規定を整理するものです。

議案第91号及び第99号は、関係法律等の一部改正にかんがみ、育児または介護を行う職員及び公立学校職員の時間外勤務の制限等についての規定を整備するものです。

議案第92号は、関係法律等の一部改正にかんがみ、職員の育児休業等についての規定を整備するものです。

議案第93号は、関係法律の一部改正に伴い、特別会計の名称等の規定を整備するものです。

基金に関し、議案第94号は関係法律の一部改正にかんがみ所要の改正を行い、議案第102号は、制度の見直しに伴い、基金条例を廃止するものです。

議案第95号は、関係法律の一部改正にかんがみ、手数料についての規定を整備するものです。

議案第96号は、三重県地方卸売市場の施設整備等に伴い、利用料金を定めるものです。

議案第97号は、風致地区に係る都市計画決定に伴い、規定を整備するものです。

議案第100号は、県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、三重県立飯野高等学校に定時制課程を設置するものです。

議案第101号は、三重県立一志病院における訪問看護等の使用料についての規定を整備するものです。

議案第103号は、工事請負契約を変更しようとするものです。

議案第104号及び第105号は、財産を取得または処分しようとするものです。

議案第106号は、南部広域圏広域的水道整備計画を改定しようとするものです。

議案第107号は、調停案を受諾しようとするものです。

以上で諸議案の説明を終わり、次に、報告事項について説明いたします。

報告第25号から第47号までは、議会の委任による専決処分をしましたので、報告するものです。

報告第48号から第55号までは、平成21年度一般会計、特別会計及び企業会計のうち、翌年度へ繰り越した経費について、それぞれ繰越計算書を調製しましたので報告するものです。

報告第56号は、議会の議決すべき事件以外の契約等について、条例に基づき報告するものです。

以上をもちまして、提案の説明を終わります。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三谷哲央） 以上で提出者の説明を終わります。

## 議 提 議 案 審 議

○議長（三谷哲央） 日程第2、議提議案第2号三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案、議提議案第3号三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案及び議提議案第4号三重県議会会議規則の一部を改正する規則案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

議提議案第2号から議提議案第4号までの3件を一括して、起立により採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

## 休 憩

○議長（三谷哲央） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。  
午前10時24分休憩

---

午前11時28分開議

## 開 議

○議長（三谷哲央） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 追 加 議 案 審 議

○議長（三谷哲央） 日程第3、議案第108号を議題といたします。  
本件に関する質疑の通告は受けておりません。

## 議 案 付 託

○議長（三谷哲央） お諮りいたします。本件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託し、会議規則第36条第1項の規定により、2時間以内に審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

## 議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
108	平成22年度三重県一般会計補正予算（第3号）

### 休 憩

○議長（三谷哲央） 予算決算常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。  
午前11時29分休憩

午後1時32分開議

### 開 議

○議長（三谷哲央） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 諸 報 告

○議長（三谷哲央） この際、報告いたします。

付託議案の審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第9号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

### 予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
108	平成22年度三重県一般会計補正予算（第3号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年6月7日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

予算決算常任委員長 西塚 宗郎

---

意見書案第9号

口蹄疫発生に対する諸政策の実施を求める意見書案  
上記提出する。

平成22年6月7日

提 出 者

防災農水商工常任委員長

末 松 則 子

口蹄疫発生に対する諸政策の実施を求める意見書案

本年4月、国内では10年ぶりとなる口蹄疫の発生が宮崎県において確認され、現在、関係機関・団体が一丸となって、家畜伝染病予防法に基づく防疫措置等を実施するとともに、感染経路の究明やまん延防止対策を含めた生産者への支援に全力を傾注しているところである。

しかしながら、移動制限等の措置に伴う出荷遅延により、飼料代等の生産コストの増加や商品価値の低下が生じており、畜産農家に対して大きな打撃を与えている。

本県では、県外から多くの子牛を導入し、松阪牛や伊賀牛といったブランド牛を飼育しており、その飼育される子牛の約40%を宮崎県から導入している状況である。

この口蹄疫の問題は宮崎県及びその近隣県だけの問題ではなく、我が国畜産の存続にかかわる極めて重要な問題である。

このような中、口蹄疫対策特別措置法が制定されたところであるが、食肉の

取引中止、牛肉の買い控え等、流通・消費の各段階においても多大な影響が懸念されており、一刻も早い口蹄疫の全面終息を図る必要がある。

よって、本県議会は、国において、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 防疫対策の徹底や、畜産及び関連産業の経営安定に向けた諸対策の実施に当たっては、畜産農家等被害者の立場を重視すること。
- 2 消費者に国産牛肉・豚肉等の安全性をPRするなど、風評被害防止対策に努めること。
- 3 早急なウィルス侵入経路の解明を徹底的に行い、抜本的な防疫対策を講ずること。また、発生県以外の地方公共団体が行う薬剤散布等の防疫措置にも助成措置を講ずること。
- 4 ブランド牛維持対策のため、宮崎県をはじめ各県における子牛生産体制の確保への支援を行うこと。
- 5 猪、鹿等野生動物にかかわる口蹄疫の発生の状況の監視、その他野生動物による口蹄疫まん延防止のための必要な支援を行うこと。
- 6 今回の発生事例における対応を十分に検証し、迅速な初動防疫、国による十分な補償等が行えるよう家畜伝染病予防法の抜本的な改正を早期に行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣  
農林水産大臣

## 委 員 長 報 告

○議長（三谷哲央） 議案第108号の審議を継続いたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。西塚宗郎予算決算常任委員長。

〔西塚宗郎予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（西塚宗郎） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第108号平成22年度三重県一般会計補正予算（第3号）につきましては、本日、委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、本日開催された分科会における審査の過程において、特に議論のあった事項について申し述べます。

宮崎県で口蹄疫の発生が確認されて以降、本県の対応の遅さが懸念されています。本県での口蹄疫発生に備え、市町や関係者と十分連携し、初動体制が速やかに機能するよう取り組まれることを強く要望します。また、宮崎県へ派遣される家畜防疫員についても、危機管理体制をさらに強化し、口蹄疫終息に向け、部局横断的に取り組むよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（三谷哲央） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

○議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

議案第108号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どお

り可決されました。

お諮りいたします。議案第108号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により、議案第108号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

### 日程追加・意見書案審議

○議長（三谷哲央） この際申し上げます。

意見書案第9号口蹄疫発生に対する諸政策の実施を求める意見書案について、会議規則第18条第1項の規定により、日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

### 採

### 決

○議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

意見書案第9号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（三谷哲央） お諮りいたします。明8日及び9日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、明8日及び9日は、休会とすることに決定いたしました。

6月10日は定刻より、県政に対する質問並びに議案に関する質疑を行います。

## 散 会

○議長（三谷哲央） 本日は、これをもって散会いたします。

午後1時36分散会